

霧島市条例第 18 号
令和 3 年 7 月 2 日

霧島市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市手数料条例等の一部を改正する条例

(霧島市手数料条例の一部改正)

第 1 条 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

20 住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	1 通につき 200 円
-----------------------	--------------

を

」

「

20 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの交付手数料	1 通につき 200 円
---	--------------

に、

」

「

22 住民票又は戸籍附票の記載事項に関する証明手数料	1 件につき 200 円
23 住民票又は戸籍附票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1 件につき 200 円

を

」

「

22 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の記載事項に関する証明手数料	1件につき 200円
23 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1件につき 200円

に改める。

」

第2条 霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項から88の項までを1項ずつ繰り上げる。

(霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 霧島市手数料条例の一部を改正する条例(令和2年霧島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年9月1日から施行する。